

(様式第 1 号)

諏訪市補助金等交付規則第 4 条関係

## 補助金等取扱基準

補助金等の名称	商工業振興対策補助金(工業セミナーの共同開催)
補助事業等の目標	工業者の自主的な研修会等の開催を促すとともに、当該事業所に勤務する人材の育成を図る。
補助事業等の対象者	市内工業者 5 社以上で構成されるセミナーの実行委員会等
補助対象経費	講師を招へいし、4 時間以上にわたる工業に関する研修会等の開催に要した経費。(ただし、親企業が関連会社及び系列会社に対して行うもの、又は県及び市から活動費及び運営費等の助成を受けている公的な団体は除くものとする。)
補助金等の額及びその算定方法又は補助率	予算の範囲内で 10 万円を限度とし、その研修会の講師に係る経費の 2 分の 1 以内の額を補助。 【補助額が 5 万円未満、補助率が補助対象経費の 1/2 を超える場合の理由】
補助事業等の評価	補助事業者からの完了報告書をもとに、担当部署により補助事業の効果を評価する。
補助事業等の開始時期	平成 9 年 4 月 1 日
補助事業等の終了時期	平成 年 月 日 【終期が 3 年を超える場合の理由】 商工業振興対策として、3 年を超え継続することが必要である。
情報の公表の方法等	補助事業者、補助金交付金額、評価内容等を諏訪市ホームページにて公表する。
その他	補助金の交付を受けようとする者は、次掲げる書類を提出しなければならない。 (1) 諏訪市工業研修会等補助金交付申請書(様式第 2 号—1) (2) 諏訪市工業研修会完了報告書(様式第 5 号—1)
提出書類	(1) 諏訪市工業研修会等補助金交付申請書(様式第 2 号—1) (2) 諏訪市工業研修会完了報告書(様式第 5 号—1) 諏訪市補助金等交付規則に定める様式は除く。(附属して提出を要する書類等を添付)
担当部署	諏訪市 経済部 商工課 工業・ブランド振興係

平成 29 年 3 月 29 日 一部改正(平成 29 年 4 月 1 日 施行)

令和 6 年 3 月 29 日 一部改正（令和 6 年 4 月 1 日 施行）